

債権法改正と貸倒損失

新聞の一部報道によると、今後の民法における債権法改正に関する中間試案に債権の短期消滅時効の廃止が盛り込まれることが明らかになったとのこと。

短期消滅時効とは、一般の債権の消滅時効の 10 年（民法 167①）よりも短く規定された消滅時効をいい、その債権の種類に応じていくつかに分かれています。例えば、医師の診療報酬債権、工事の設計施工等に関する債権は 3 年であり（民法 170）、生産者・卸売商人・小売商人の代金債権等は 2 年であり（民法 173）、旅館の宿泊料・飲食料等の代金債権は 1 年です（民法 174）。上記の中間試案では、この 3 年ないし 1 年の短期消滅時効が廃止されて一本化される案が盛り込まれる（5 年に統一する案を含めて複数案が併記される）とのこと。

この短期消滅時効と税務の関係を考えてみると、例えば、貸倒損失の計上に関する法人税基本通達 9-6-3 が連想されます。この通達は、継続的に発生する売掛債権について、取引停止後 1 年以上経過した場合等に貸倒損失の計上を認める規定ですが、これは、上記の短期消滅時効の存在を考慮しつつ定められているようであり、例えば、昭和 55 年の通達改正時の国税庁法人税課係長による解説（税務弘報別冊（昭和 56 年 4 月 30 日発行）59 頁）においてその旨が述べられています。

仮に短期消滅時効が廃止されたとしても、直ちにこの通達の取扱いに影響が及ぶとは考えにくいですが、税務は基本的に民商法の規定を前提としてその取扱いが決まるものであり、税務に携わる者においては、民商法の改正についても注意深くその動向を見守る必要があります。

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成 16 年 5 月 19 日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成 21 年 3 月 31 日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブロックソース事件についての意見書作成ブロックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件（申立審（東京地方裁判所）） 他 「ブロックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」（商事法務）に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出まで行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。